

## 地方たばこ税を活用した分煙環境整備についての陳情

### 1. 陳情の要旨及び理由

平成 30 年 7 月 25 日に「健康増進法の一部を改正する法律（以下、改正健増法）」が公布されました。令和元年 7 月には第一種施設を対象にした一部施行が行われ、令和2年 4 月から全面施行されました。

第一種施設である行政庁舎については、「敷地内禁煙」ただし、「屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができる。」とされていますが、一部の行政庁舎では、物理的な要件を満たすことが出来ず屋外喫煙所が撤去され、喫煙できる環境がなくなってしまいました。

そのため、喫煙する来庁者（や職員）は、近隣施設の喫煙場所に集中しての喫煙や路上での喫煙を余儀なくされており、かえって「望まない受動喫煙」を誘発しかねない状況になっています。

改正健増法の趣旨は、一定のルールの下で禁煙すべき場所や喫煙できる場所の特定をおこない、考え方の根底にあるのは「望まない受動喫煙」を防止することであり、いわゆる「分煙」を進めるものと、私たちは理解しています。

今後、屋内公共施設や飲食店等において、高額の費用が発生するため、要件を満たす喫煙場所の設置の実現は非常に困難であり、喫煙場所の撤去・縮小が発生してきており、今後ポイ捨てやルールを守らない喫煙の加速度的な増加が危惧されます。

改正健増法の「国及び地方公共団体の責務等に関する事項」に、「望まない受動喫煙が生じないよう受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないものとすること」とあり、与党の令和 2 年度税制改正大綱（令和元年 12 月 12 日）で、「望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促進すること」と明記されました。

また総務省自治税務局「令和 2 年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」（令和 2 年 1 月 23 日）において、「今後の地方たばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等の整備を図るために、積極的に地方たばこ税の活用を検討していただく」よう発出されました。

これらは全国の自治体に「地方のたばこ税の安定的な確保に引き続き資するために、屋外分煙施設等の整備に、積極的に地方たばこ税の活用を検討していただきたい」と連絡・通知されたものと理解しています。

たばこは、たばこ事業法で規定された合法的な嗜好品であり、税収面からも財源として一定の役割を果たしております。

大磯町においては、年間約1億3千万円の地方たばこ税による収入があり、一般財源として活用されており、大磯町の生活に大きく役立っているところです。

分煙環境整備は、「望まない受動喫煙の防止」、ひいては地方たばこ税の安定的な財源の確保に資すると考えます。また、公共喫煙所が充実することで、たばこを吸う人と吸わない人の共存が図られ、ポイ捨てや歩きたばこが減少し、行政・商店街等が取組む環境美化の促進が期待されます。そして、喫煙室(場所)の設置や排気設備の更新などが進まない事業者を支援することは、改正健増法の徹底や無用なトラブルの減少になります。

私たち零細な小売店はこれからもたばこ販売を生業として、たばこ産業の健全な発展を図り、地方財政収入の安定的確保及び地域社会の発展に貢献していきたいと強く思っております。たばこを愉しむお客様の安らぎの場がこれ以上奪われないためにも、またたばこを吸わない方が安心して気持ちよく生活していただくためにも、是非「地方たばこ税を活用した分煙環境整備を推進していただきたい」と、要望するものです。

## 2. 陳情事項

- (1) 地方たばこ税の一部を活用した、公共喫煙所や特定屋外喫煙場所等の増設・維持を積極的に進めることを要望いたします。
- (2) 地方たばこ税の一部を活用し、公共施設や飲食店等の喫煙室設置助成を進めるなどを要望いたします。
- (3) 地方たばこ税の一部を活用し、喫煙ルール向上に関する普及啓発等の事業に充当することを要望いたします。
- (4) 国に対し、貴自治体として、地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる全国的な制度の整備を要望していただくことを求めます。

令和2年9月25日

大磯町議会議長  
高橋 英俊 様

平塚市明石町3番1号  
湘南たばこ商業協同組合  
理事長 杉山 喜久雄  
電話 0463-22-6704

